

産業医契約書

(産業医委嘱)

第1条 甲は、乙を甲の事業場における労働安全衛生法第13条の産業医として選任し、その職務を行なうことを委嘱し、乙はこれを承諾した。

(業務の内容)

第2条 乙は甲の事業場において、次の職務を行なう。

1. 労働安全衛生規則第14条及び、第15条並びに、第61条第2項に定める事項。
 2. その他、労働安全衛生法等に基づく、諸規則に定める労働者の健康診断及び、健康管理並びに、健康管理の指導に関する事項。

(事業者の責務)

第3条 甲は、乙の職務遂行に協力すると共に、乙の勧告指導を尊重し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(報酬)

第4条 甲は乙に対し、嘱託料月額〇〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払うものとする。但し、出務料は別に定めるものとし、その実施の都度支払うものとする。

(災害時の補償)

第5条

1. 乙が本契約に定める業務を遂行中に生じた、第三者に対する物的及び、人的事故は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、すべて甲の責任において、処理し、補償する。
 2. 職務遂行のため、事業場へ往復途上における事故についても、これに準ずるものとする。

(選任届・解任届)

第6条

1. 甲はこの契約により、乙を産業医に選任したときは、労働安全衛生規則による報告を速やかに地区労働基準監督署に届出る。
 2. この契約を解除又は破棄し、乙が産業医でなくなったときは同様とする

(契約の有効期間)

第7条 本契約の有効期限は、平成〇〇年〇月〇日から1カ年とする。但し、期間満了の30日前までに、甲・乙
いずれかの異議の申出がない場合は、本契約を自動的に延長したものとする。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第9条

1. 甲、乙ともに、本件契約時において、暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 2. 甲、乙ともに前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第9条

1. 甲、乙ともに暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる

(契約の解除)

第10条 甲・乙いづれかの契約の破棄の申出がなされたときは、申出から1カ月の期間において、この契約を解除することができる。

(契約条項の改訂)

第11条 本契約の条項について、その内容を改訂する必要が生じた場合は、甲・乙双方協議し、その内容及び実施の時を定めるものとする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項または、本契約について生じた疑義については、その都度、甲・乙協議のうえ、取り決めるものとする。

(第三者の仲介、斡旋)

第13条

1. 前条の協議において解決できない場合は 札幌市医師会にその仲介ならびに斡旋を求めるなどを甲、乙あらかじめ合意するものとする。
2. 前項の仲介、斡旋がまとまらない場合には 札幌市医師会長又はその代理人を仲裁人として、その仲裁に従うことを甲、乙ともに承諾するものとする。

上記の契約書は、三通作成し、甲・乙・立会人押印の上、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

立会人 医師会長名
医師会名
医師会所在地

印